

五、争議發生の原因

職工の江川勝利ハ前記、労働者ヲ以テ労働組合ヲ組織シ日本
産業界ノ傷俣衆部ニ加盟スヘテ組合書記永野友章ヲ通シ其
ノ許可申ナリシカ其ノ手段トシテ事業主ニ待遇改善嘆願ヲ
為シヨリハシ機会ニ一擧組合ヲ結成スヘク企因シ同志數名ト協
議シ努力勵價金三割値上其、他十數項ニ亘ル待遇改善、嘆願
事項ヲ工場ニ掲示シタルニ因ル。

六、経過

前叙ノ如ク組合組織ヲ説画シタル江川勝利ハ同志河田行雄
外五名ト本月九日午后十時四十分頃ヨリ呂川區西大崎四丁
目又八三番地江川勝利方ニ集合對策協議、結果左記嘆願事
項ヲ工場ニ掲示スルニトニ決定十日前一時頃散會シ今日
午前七時三十分頃河田行雄ハ右嘆願事項ヲ工場内ニ掲示シ
リ

嘆願事項記

- 一、從業員ノ人格ヲ認メ侮辱的言動ヲ憤マレタシ
- 二、賃金ヲ全面的に三割値上セラレタシ
- 三、世帯持ニハ特ニ考慮セラレタシ
- 四、徹夜作業ノ翌日公休ニハ日給一日分支給セラレタシ
- 五、八時後ハ深夜業ニハ三倍ヲ支給セラレタシ
- 六、年二期ハ手當ハ満半年以上勤務シタル者ニハ最低十日分
以上支給セラレ
- 七、年始賃以上以ス昇給セラレタシ
- 八、アンダル及ハドヒンシ扱フ者ニハ二歩ワケラレタシ
- 九、アンダル及ハドヒンシニカハレレタル者ニハ工場法ニ依
ル慰藉料ヲ出サレタシ
- 十、便所及洗面所ヲ増設シ其、衛生設備ヲ完備セラレタシ